

第4回新型コロナウイルス感染症対策に関する調査結果

2020年4月13日

JETRO México

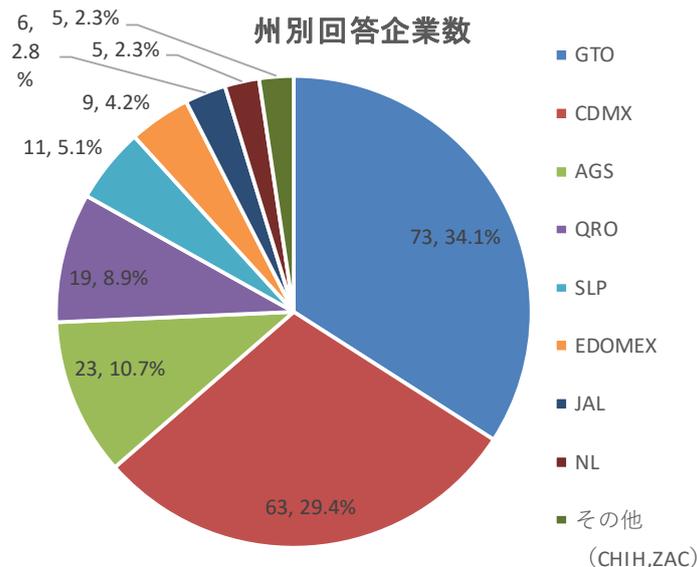
カマラ事務局

調査実施期間: 2020年4月3日～4月7日

回答企業数: 214社(製造業: 120社、非製造業: 94社)

0. 回答企業概要

- 回答企業総数は214社、製造業が120社(56.1%)、非製造業が94社(43.9%)だった。
- 回答企業数を州別にみると、グアナフアトが73社、メキシコシティが63社、アグアスカリエンテス、ケレタロ、サンルイスポトシ、メキシコ州、ハリスコ、ヌエボレオンと続く。

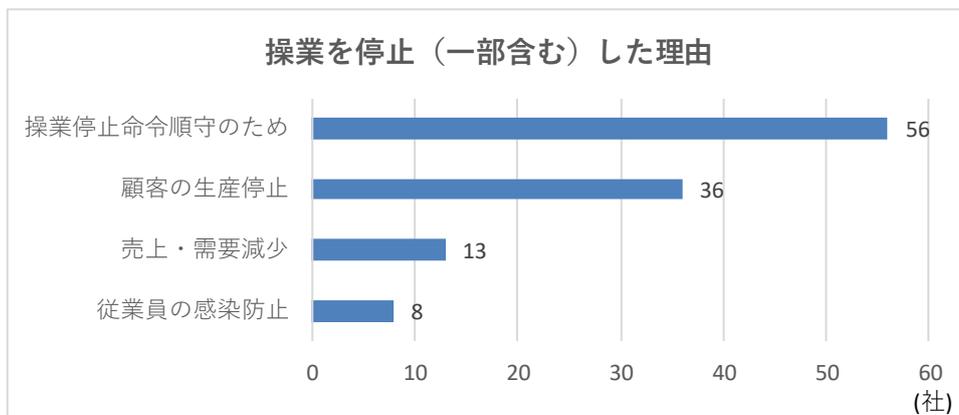
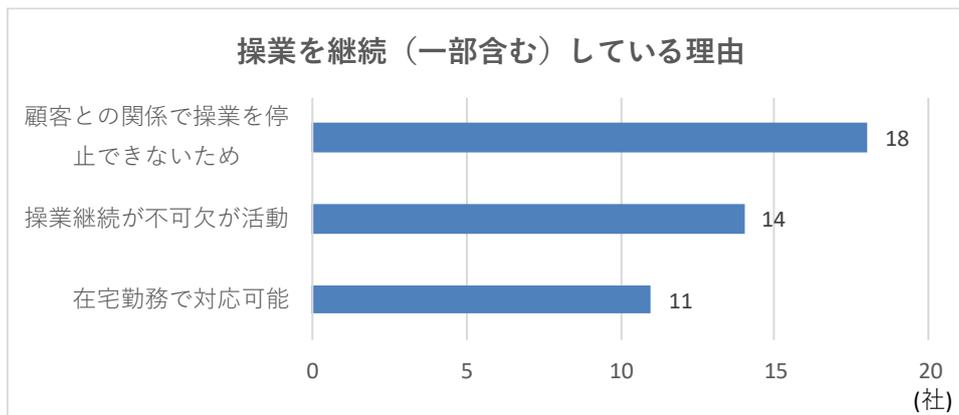
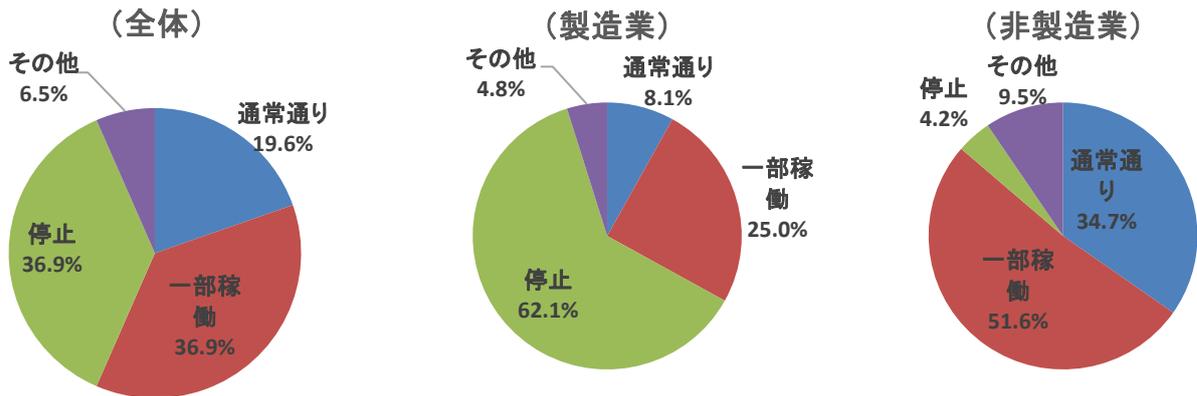


1. 企業活動の状況

- 回答企業のうち、通常通りの活動を継続しているのは19.6%に過ぎず、操業停止が36.9%、一部稼働が36.9%となり、約8割弱が影響を受けている状況が分かった。製造業の場合は停止が62.1%に及び、在宅勤務では対応できない企業が多いことを示している。なお、州別にみると、非製造業が大きいメキシコシティは操業を完全に停止している企業は6.3%に過ぎないが、製造業の比率が高い州(AGS、SLP、NLなど)では操業停止が6割を超える。
- 製造業における操業停止の期間については、保健省令が定める4月30日までが最も多く、30%に及ぶ。その他、顧客との関係で4月12日としている企業が製造業では20%あり、4月19日という回答も10%あった。
- 通常どおり活動を続けている企業42社及び一部操業を継続している79社の合計121社に対し、操業を継

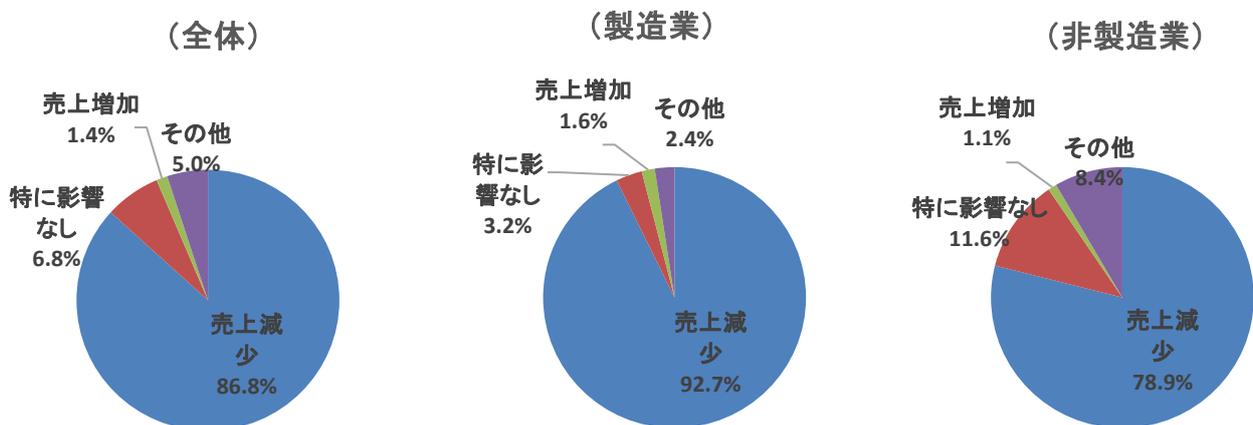
続している理由を聞いたところ、18社(14.9%)が「顧客との関係で活動を停止できないため」、14社(11.6%)が「操業継続『不可欠な活動』(ジェトロ・ビジネス短信 4月1日付参照)と判断される医療、食品、物流関係の業務のため」、11社(9.1%)が「在宅勤務により活動を継続できるため」となっている。

- 他方、操業を完全に停止した79社、または一部停止した79社の合計158社の活動停止理由については、「政府の操業停止命令順守のため」が56社(35.4%)、「顧客の生産停止のため」が36社(22.8%)、「売上・需要減少のため」が13社(8.2%)、「従業員の感染を防止するため」が8社(5.1%)となっている。



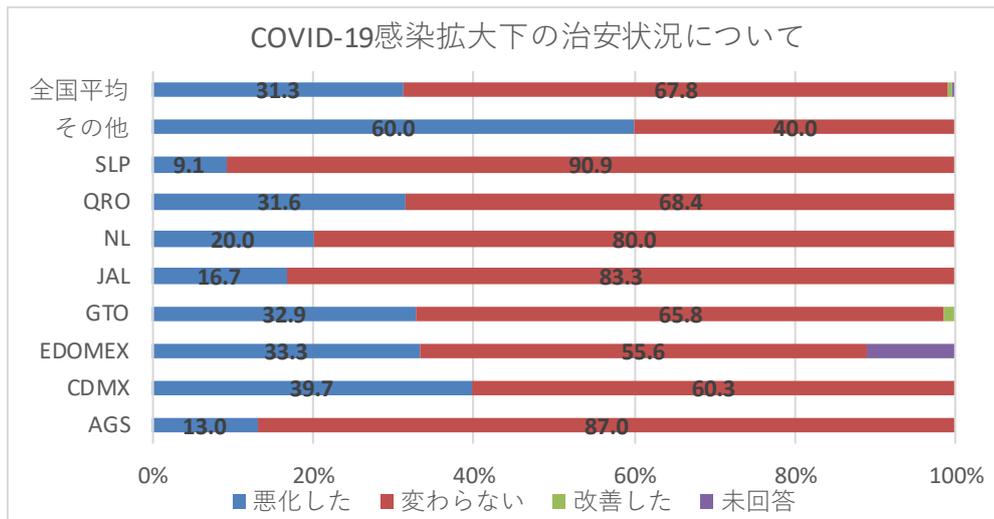
2. 売上への影響について

- 新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大の売上への影響に関しては、全体では 86.8%が売上減少と回答しており、特に影響なしが 6.8%、売上増加は 1.4%に過ぎなかった。業種別にみると、在宅勤務による対応が難しく操業を停止せざるをえない製造業では、売上減少が 92.7%にも及ぶ。
- 売上減少の要因については、主要顧客の操業停止による受注減を挙げる企業が 58 社(27.1%)と最多だった。自らの操業が停止したことにより販売が減少したと答えた企業が 23 社(10.7%)、市場全体の需要が低迷して販売が減少したと答えた企業が 11 社(5.1%)と続く。自動車産業に関連する企業が多いため、特定顧客との関係が自社の営業活動に大きく影響している現状がみられる。
- 売上が増加したという企業は 3 社しかないが、全て医療関係の企業(医薬品、医療機器)である。また、特に影響なしと回答した企業の中にも主要顧客が「不可欠な活動」とみなされる医療、あるいは食品産業である企業が 2 社含まれている。
- なお、現時点で特に影響なしと回答した企業であっても、4 月以降は影響が出てくだろうとコメントする企業もある。



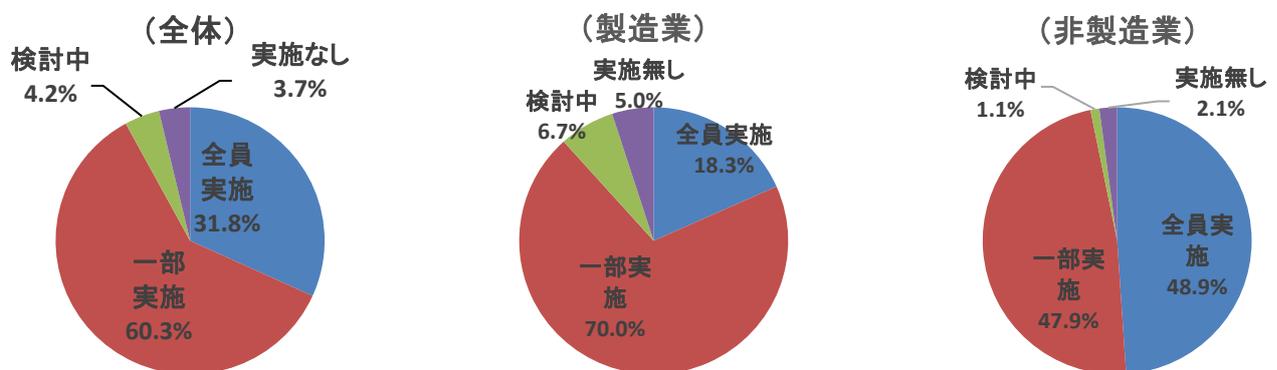
3. 治安の悪化について

- COVID-19 の感染拡大下において、治安が悪化していると感じるかという質問については、悪化したが 31.7%(67 社)、変わらないが 67.9%(145 社)、改善したが 0.5%(1 社)だった。
- 州別に回答をみると、治安が悪化したと答えた比率が最も高いのはメキシコシティであり、39.7%の企業が悪化したと答えた。続いてメキシコ州(33.3%)、グアナフアト州(32.9%)と総じて治安が以前から良くない州の悪化比率が高いが、比較的治安が良いとされるケレタロ州で悪化が 31.6%と高いのが懸念される。
- 治安が悪化したと答えた企業の自由記述をみると、政府(連邦・州)の対策でショッピングモールなどが閉鎖されている状況下で、SNS などで呼びかけられた集団窃盗事件などが都市部を中心に発生しているが、それを懸念する声(2 件)、連邦政府の経済対策の欠如で失業が増加し、職を失った人々が犯罪に手を染めることを懸念する声(4 件)、人通りが少なくなることで犯罪が起きやすくなることを懸念する声(4 件)、アジア人に対する偏見や蔑視を懸念する声(2 件)などが目立った。

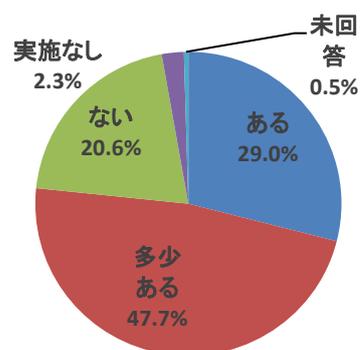


4. 在宅勤務の実施状況

- 在宅勤務の実施状況を見ると、全体では全員実施が 31.8%、一部実施が 60.3%、検討中が 4.2%、実施なしが 3.7%であった。製造業では、全員実施は 18.3%と少なく、オフィススタッフ等を中心に一部実施していると回答している企業が 7 割に達する。州別にみると、非製造業の比率が高い州ほど在宅勤務の実施比率が高く、メキシコシティの場合、全員実施の企業が 54.0%に及ぶ。



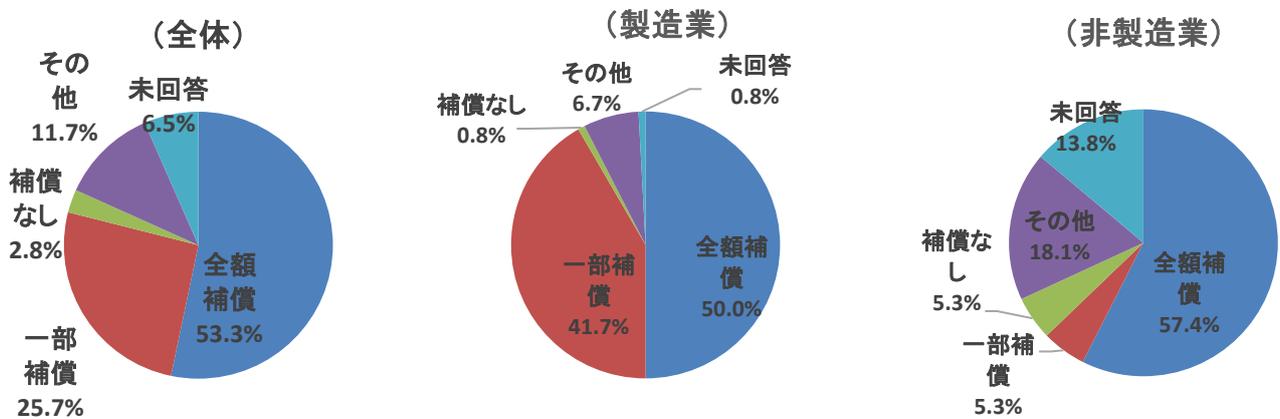
- 在宅勤務による支障については、支障があると回答した企業が 29.0%、多少あるが 47.7%となり、約 8 割弱の企業が何らかの問題を抱えているようだ。



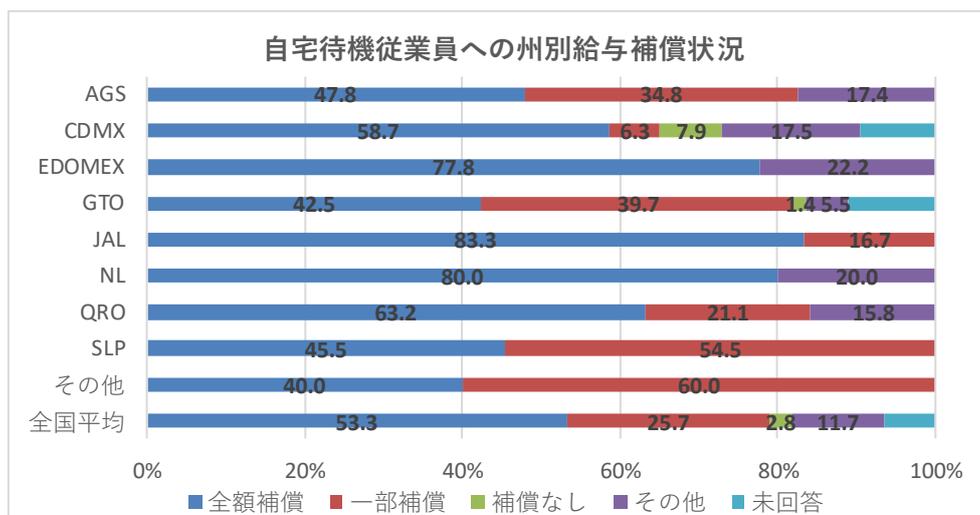
- 具体的な問題としては、コミュニケーション不足になることを指摘する声が 23.8%と最も多く、システムや情報セキュリティに関連する問題が 15.9%、業務効率の低下や作業の遅れが 12.2%、紙や署名を必要とする業務の存在が 9.8%、営業や製造など現場作業ができないという問題が 7.3%、在宅勤務できない従業員は自宅待機のみになってしまう不公平さを挙げる声が 3.0%ある。

5. 自宅待機(在宅勤務不可の職種)の従業員への給与補償

- 在宅勤務ができない自宅待機の従業員への給与補償額についての質問に対しては、全体では全額補償が 53.3%、一部補償が 25.7%、補償なしが 2.8%、その他(有給休暇の取得など)が 11.7%であった。業種別にみると、製造業では労働組合との交渉などにより、休業中の従業員に全額ではなく一部を支払う割合が 43.7%と高くなっている。



- 州別にみると、製造業の比率が高い州は一部補償の比率が高くなる傾向が強いが、製造業主体の州であっても、アグアスカリエンテス、グアナファト、サンルイスポトシは一部補償の比率が相対的に高く、ハリスコ、ヌエボレオン、ケタロは全額補償の比率が高くなっている。



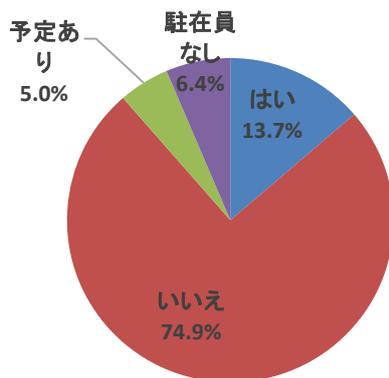
- 一部補償の場合の補償額については、福利厚生については 100%支給するものの、基本給の部分进行调整しており、50%、60%、70%、75%、80%、90%の回答(自由記述)があった。

- なお、連邦労働法(LFT)によると、政府が「衛生上の緊急事態(Contingencia sanitaria)」を宣言した場合の休業補償は、LFT 第 427 条 VII に基づき労働関係を一時停止し、同 429 条 IV 項に基づき休業期間中は 1 か月を上限に最低賃金 1 日分の補償金(「給与」ではない)を支払うことで対応できる。しかし、政府(公衆衛生審議会)が 3 月 30 日に公布した決定文書上で宣言されたのは「不可抗力による衛生上の緊急事態(Emergencia sanitaria por causa de fuerza mayor)」となっている。労働社会保障省(STPS)は [4 月 6 日付労働者向け解説文書](#)の中で、「『不可抗力による』労働関係の一時的停止は、LFT 第 427 条の(VII ではなく)I の事由が適用され、補償額は最低賃金ではなく、労働調停仲裁委員会(JCA)が諸条件を勧案の上で決定する額だとしている。JCA は 4 月末まで業務を停止していることもあり、現状では労働者や組合との間の話し合いの上で合意に達するしかない。

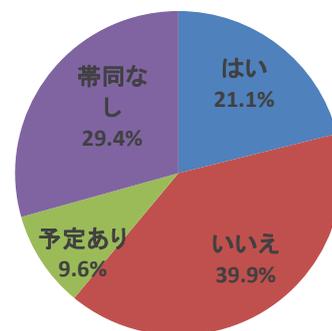
6. 駐在員と帯同家族の一時帰国

- 駐在員と帯同家族の一時帰国の実施状況については、駐在員については 13.7%が実施済み、帯同家族については 21.1%が実施済みとのことであり、今後予定していると回答した割合は駐在員で 5.0%、帯同家族で 9.6%となった。

1) 駐在員の一時帰国を実施したか



2) 帯同家族の一時帰国を実施したか



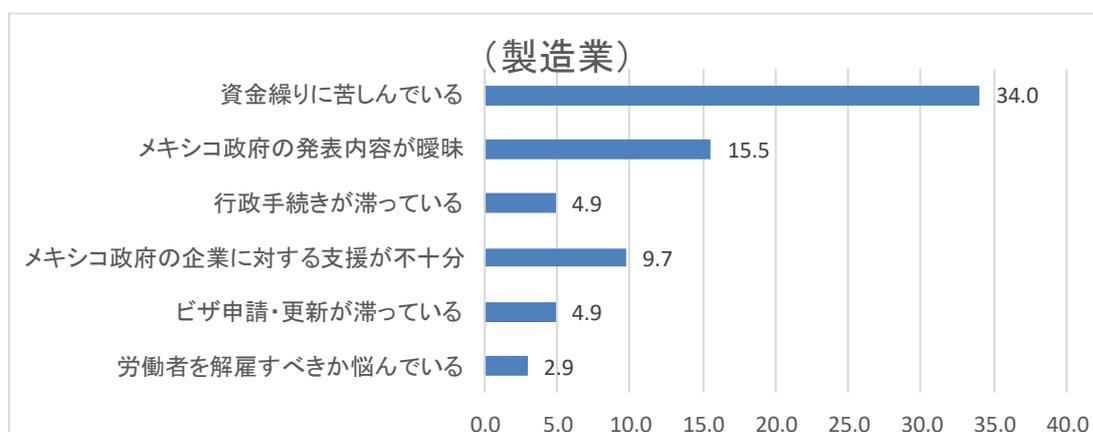
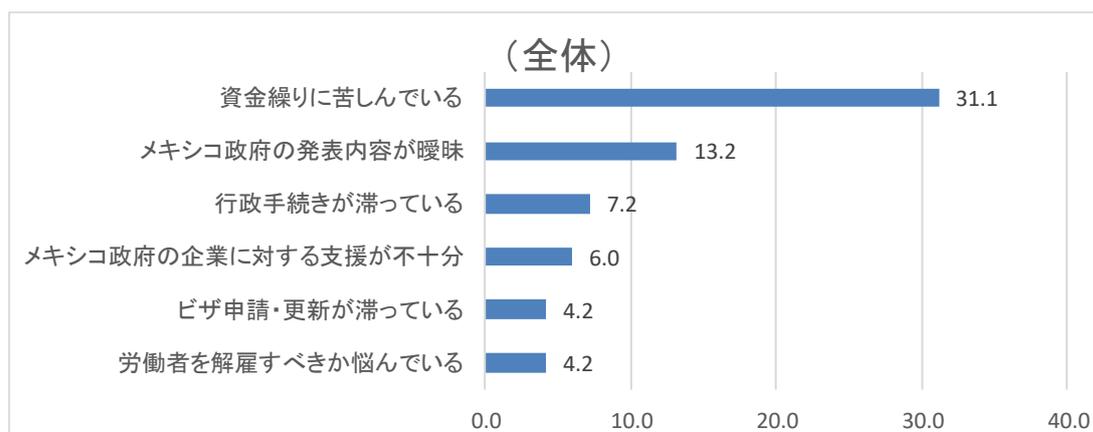
- 駐在員や帯同家族の一時帰国を実施していない企業(予定ありも含む)から、今後帰国を決定する判断基準として挙げられたのは、メキシコの感染レベルがフェーズ 3(広域感染:特定都市だけでなく様々な地域で数千人のレベルの感染が見られる状況)に移行した場合、外務省の感染症危険レベルでメキシコが 3 に引き上げられた場合、メキシコにおける医療崩壊やそれに近い状況になった場合、本社が帰国を指示する場合、日本政府が退避を勧告する場合などに加え、治安が悪化した場合という回答が多かった。また、本人あるいは家庭の判断で決定するという回答も比較的あった。
- また、駐在員と帯同家族の一時帰国判断基準として、以下のように異なる基準を設けている企業も見受けられた。

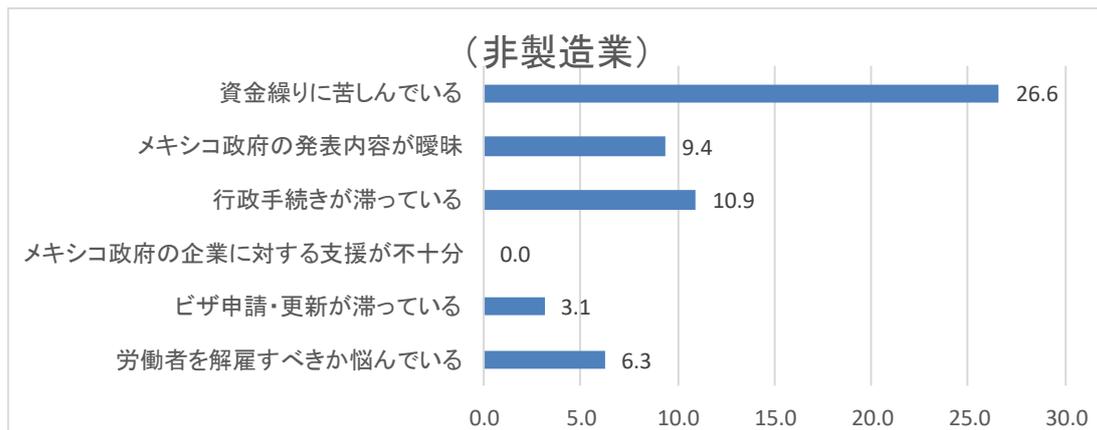
駐在員の一時帰国を判断する条件	帯同家族の一時帰国を判断する条件
感染レベル3以上	学校の状況と感染状況
本社指示	本人の希望

日本政府より「退避勧告（レベル4）が出た場合、それに従うこととなる。	希望する家族について一時帰国措置実施済
感染レベル3	感染レベル2
治安悪化、医療崩壊	強制的に帯同家族は全員帰国
日本政府指示の発令	緊急事態フェーズ3への移行
日本直行便の停止	外務省の感染症危険情報レベル1

7. 苦慮している課題

- 企業が現在苦慮している課題については、「資金繰りに苦しんでいる」という回答が最も多く、全有効回答の31.1%（52社）に及んだ。続いて、「メキシコ政府の発表が曖昧」（13.2%、22社）、「行政手続きが滞っている」（7.2%、12社）、「メキシコ政府の企業に対する支援が不十分」（6.0%、10社）と続いた。行政手続きでは特にビザ関連の手続き遅延を問題視する声が多く、ビザ関連に限定して問題視した声が別途4.2%（7社）あった。
- 業種別にみると、資金繰りの問題と政府発表の不明瞭さを指摘する割合は、非製造業（それぞれ26.6%、9.4%）よりも製造業（同34.0%、15.5%）の方が高い。また、「政府の企業に対する支援が不十分」という回答は、非製造業ではゼロだが、製造業では9.7%（10社）に達する。





- 政府は 3 月 31 日付保健省令に基づき、操業継続が「不可欠な活動」以外の活動を 4 月 30 日まで停止するよう求めているが、「不可欠な活動」の内容を巡って混乱は続いている([ビジネス短信 4 月 1 日付](#)、[4 月 6 日付参照](#))。また、AMLO 大統領は 4 月 6 日に経済活性化策を発表したが、原則として支持基盤である社会的弱者を救済するもので、操業停止に追い込まれている企業家向けの支援はほとんどない([ビジネス短信 4 月 7 日付参照](#))。在宅勤務による対応が困難であり、顧客との関係で操業継続が求められることも多い自動車産業を中心とする製造業において、COVID-19 の感染拡大による問題がより深刻化している現状がうかがえる。
- なお、連邦政府が COVID-19 関連支援策の一つとして考えている開発銀行による低利融資プログラムは、大蔵公債省が 4 月 1 日に国会に提出した 2021 年度予算の前提となる経済政策一般基準(CGPE 2021)策定のための中間報告([Pre-Criterios 2021](#))の別添 VI(Anexo VI. Programa de la Banca de Desarrollo para la reactivación económica ante COVID-19)に掲載されている(Pre-Criterios 2021 の 75~78 頁参照)。州政府の各種支援策については、カマラ会員専用ウェブサイトに掲載されている[全国商業サービス観光会議所連合会\(Concanaco-Servitur\)の資料](#)を参照。

以 上